

第廿九講 潔めらるゝ事 (二) 僕役の生涯 第六章十五—二十三節の研究 (十一月十三日)

〔参考〕 馬太傳第十二章二十九節、約翰傳二十一章十八節

前述せし通り第六章の問題は「潔め」である、即ち基督者は奮勵努力して全き神の子たるべく進まねばならぬ、全き聖潔に達せんと理想は全き聖潔を與へらるゝ時あるべしとの希望と相結ばねばならぬ、たゞ義と見做されしのみにて満足するは怠慢であるといふのである、信仰は勿論第一に必要である、そして此信仰は希望を伴つて生きてくる、しかし之に止まつてはならない、此外に更にキリストの靈化に浴して次第に彼に化せられると云ふ實驗がなくてはならぬ、神に祈り聖靈の恩化に浴して聖潔に向はんとする努力は常に信者の信仰生活を生々せしむる者である、之がない時には信仰は生氣を失し、遂には有るか無きかの有様に立ち至るものである、贖罪の信仰、永生の希望のみにては足らぬ、其上に此「潔め」の努力及び實驗を必要とする、故に此の「潔め」は往々一方に於ては極端に又偏して強調さるゝことあるにも係らず、又他方に於ては全然輕視又は無視さるゝに係らず、その健全なる姿に於ては如何なる信者にも缺くべからざるものなる事を認めねばならぬ。

イエスは山上の垂訓に於て教へ給ふた「心の清き者は福なり、其人は神を見ることを得なければなり」(マタイ五の八)と、パウロはテサロニケ前書に於て「又願ふ主汝等の愛を増し且滿たしめ、汝等をして互に愛し、凡ての人を愛すること我等が汝等を愛する如くならしめて、汝等の心を堅くし、我等の主イエスその凡ての聖徒と共に來らんとし汝等をして我等の神なる父の前に潔くして責むべき所なからしめんことを」(三の十二、十三)と、

又ヘブライ書には「なんじら凡ての人と和やわぐ事をなし、自ら潔きよからんことを務めよ、人もし潔きよからずば主に見ゆることを得ざるなり」(十二の十四)とある、信仰の生活はサタンとの限なき闘争の生活である、サタンを斥け罪に打勝ち聖潔きよけを成し遂ぐる努力の連續が信仰の生涯である、「汝等罪と戦へ、勝て、聖潔きよけに至れ、神はその聖靈を以て充分に汝等の努力を助け給ふ」と、これ羅馬書第六章第七章の精神である。

此あたりのパウロの筆はかなり難かしくして之を解せんとする者を少からず苦める、ために或人は疑ふ或はパウロ自身が此事について未だ其思想が熟して居なかつたのではないかと、しかし是れ大に誤つてゐる、彼はもとより此事が充分にわかつて居たのである、たゞ彼の苦んだ事は如何にして之を簡單に説明せんかにあつたのである、彼は説くべき事を數限りなく多く持つてゐた、彼の信仰の經驗はあまりに豊であり、彼の思想の囊ふくろはあまりに多き内容を以てはちきれん許りであつた、されば一の問題について懇切丁寧なる説明をなすことは到底彼に於て許されなかつた、彼は次より次へと新しき問題に移りゆかねばならぬ、故に一の問題については簡單に述ぶるより外なかつたのである、これ彼の筆に難解の處多く、羅馬書の如き大問題の續出するものに於ては殊に然る所以である、我等は精密なる注意と深き思考とを以て彼の筆に對さねばならぬ。

第六章十五節より問題は少しく變つてくる、先づ十五節を見よ。

然らば如何、われら恩恵めぐみの下にありて律法おきての下にあらざるが故に罪を犯すべきか。

との設問がある、パウロは既に第六章第一節に於て「然らば我等何を言はんや、恩恵めぐみの増さんために罪に居るべきか」との疑問を設けて「然らず」と之を否定し且その理由を述べた、然るに復たここに同じやうな疑問を出した

のは何故であるか、答へて曰ふ、一節と十五節は同一の疑問ではない、仔細に此二つの節を較べて見るに明かに二つの相違がある、一節には「恩惠の増さんために」とあり十五節には「恩惠の下にありて律法おきての下にあらざるが故に」とある、即ちこの兩節はその疑問の理由に於て相異つてゐる、次に一節の疑問は「罪に居るべきか」であつて十五節のそれは「罪を犯すべきか」である、文字の上に斯く明かに相違があるのは此兩節が意味に於て相違せるがためである。

信者となることは大なる變化を受けることである、心に根本的の革命を起すのが信仰である、東が西となり天が地となるのが信仰である、神より來る生命は之だけの事を人の魂に爲さんとするのである、併しながら人は其受くる變化のあまりに革命的なるに今更の如く吃驚びつくりする、かくては我生活が根柢より破壊されるであらうと思ふ、そして成るべく此變化より逃れんとする、それでも恩惠だけは受け度いと思ふ、即ち變化は受くることなく、舊き生活をつゞけしまゝにて恩惠だけは益々多く受け度しと願ふ、これ墮落せる人間の特徴たる自己本位の心持である、この心持を表はしたものが一節である、「恩惠の増さんために罪に居るべきか」と云ふ、即ち舊き罪の生活を續けて恩惠だけは益々多く受けんと願である。

之と十五節との間には明白なる相違がある、一節は「罪に居るべきか」である、罪の生活を續けるべきかとの疑問である、十五節は「罪を犯すべきか」である、個々の罪を犯すべきかである、罪の舊生活を棄てゝ義の新生活に入つたのではあるが、併し一つや二つの罪を犯しても宜いではないかとの疑問である、「われら恩惠の下にありて律法の下にあらざるが故に」とある、既に信仰によりて義とせられて今や我等全く恩惠の下にある、今はは

や律法は我等を縛らない、我等は律法の支配を受けては居ない、神は今や恩恵の中に我等を置き給ふ、その愛は我等を取かこんでゐる、故に少し位は罪を犯しても宜いではないか、神が赦す神である以上われ等少しは罪を犯すも赦さるゝ筈である、まして今日の如き腐敗を極めたる社會にありて強き誘惑に圍まれてゐる者が、そして罪の遺傳を受けてゐる者が潔き生活を送るといふは不可能のことである、遺傳と境遇とは我等をして必然的に罪を犯さしめる、これ實に己むを得ないことである、然る上は我等舊き生活を棄てたとて全然新しくなる必要はあるまい、舊き生活に於て爲したる罪を少しは續けても宜いではあるまいか、全く潔き生活を理想として努力奮進する如きは寧ろ不可能を試むるが如き事ではあるまいかと、これ十五節の意味である。

パウロは此疑問に對して先づ「然らず」と答へ、そして十六節より其理由を説明するのであるが、順序として先づ前に歸つて第十二節より解釋せねばならぬ。

この故に汝等罪を死ぬべき肉體に王たらしめて其慾に循ふ勿れ。

と第十二節は言ふ、罪を肉體に王たらしむる勿れ、罪をして肉體を支配せしむる勿れ、肉體をして罪てふ王の臣僕たらしむる勿れと云ふ意味である、實際罪の支配の下にないものが信者であつて罪の支配の下にある者が不信者である、罪を王として僕役の生活を送つてゐる者が不信者であつて、義を王として僕役の生活を送つてゐる者が信者である、共に支配さるゝ生活であるが支配する者が全く違ふのである、信者になつたとあまり變らぬではないかと世は基督者を批評する、基督者自身も亦餘り變つたやうに思はれぬことがある、併し茲に根本的の變化があつたのである（もし信者が眞の信者であるならば）、不信者の時は罪が王となつて我を支配して

したのであつて、信者ととなつたと云ふのは此支配を脱したことである。

之について見るべきは第二十節である、「そは汝等罪の僕なりし時には義に事へざればなり」とある、これ罪をして王たらしめて居た不信者時代の事を云ふたのである、「義に事へざればなり」は原文を直譯すれば「義より自由なりき」とある（英譯聖書参考のこと）、義より解放せられ居る生活が不信者の生活―罪をして王たらしめて其支配の下にある生活―である、義より自由であるといふのは義の支配下に居らぬこと、全然義より離れ居ることである、これ即ち不信者の生活である、不信者と云ふて種々の程度の人があるけれども、彼等の生活原理を見るときは斯く云はざるを得ないのである、之に反して信者は義の支配下にあつて既に罪の支配を脱した者である、罪をして王たらしめて居ない者である、約翰第一書三章六節に「凡そ彼（キリスト）に居る者は罪を犯さず、凡そ罪を犯すものは未だ彼を見ず未だ彼を識らざるなり」とあるは即ち此意を表はしたもので、其意味する所は個々の罪を一も犯さずと云ふのでなくて、習慣性として罪を犯さず即ち罪に歩むことを生活の原理とせずと云ふのである、まことに基督にある者は罪を王として其支配を受けて居ないのである、罪の僕役たる生活を棄てゝ義の僕役たる生活に入つたのである。

十三節は十二節と續けて讀むべき語で其精神は全く等しいのである。

また汝等の肢體を不義の器となして罪に獻ぐること勿れ、死より甦へりし者の如く己を神に獻げ、また肢體を義の器となして神に事ふべし。

とある、肉體を罪の奴僕たらしめざるのみならず又肉體を不義の器として罪に獻ぐる勿れ、己を神に獻さば肢體

を義の器^{うつは}として神に献げよと云ふのである、そして十四節には左の如くある。

そは汝等恩恵^{めぐみ}の下にありて律法^{おきて}の下にあらざれば罪は汝等に主となることなければなり。

其意は基督者は既に恩恵の下にあつて律法の下にない故罪が彼等を支配する——罪が彼等に王たり彼等が罪の奴僕たる——ことは全然ないのであると云ふにある。

今此の十四節と十二節及び十三節とを比ぶるに其處に明白なる矛盾があるやうに見える、もし十四節に云ふ如く信者が罪に支配せらるゝ事ないものであるならば、十二節十三節の如く罪をして王たらしむる勿れと云ふやうな勧めをする必要はない筈である、之は既に然かある者に向つて然あれと命令^{しめ}すること、恰も男に向つて男たれと云ひ女に向ひて女たれと云ふ如く無用のことであると思はれる、然し乍ら努力を勧め又原理を示すは決して前後矛盾ではない、例へば男に向つて「男らしかれ、汝は既に男なれば也」と云ひ、又女に向つて「女らしかれ、汝は既に女なれば也」と云ふが如きは是れである、これ決して不合理でも前後矛盾でもなく、却て頗る有力なる勧めの道たるのである。

罪の僕たる勿れ、汝等は罪の僕にあらざればなりと云ふは之である、神は命令を下すと共に之を實行し得る状態に人を置き給ふのである、たゞの命令ではない、命令に實現が伴ふのである、潔くならんと努めよ神は必ず潔くならしめ給ふと云ふのである、これほど力ある勧め^{すすめ}が何處にあらうか、サタンと戦ひて勝つべし勝利は必ず汝等の者なりと告げられて、誰か勇氣百倍以て強敵に當らんと勇氣を奮ひ起さぬ者があらうか、之に反してサタンと戦ひて勝たんと力めよ或は汝は負くるならんと云はれんか、それ勇氣をいたく沮喪せしめらるゝ事である、但

し努めよと云ふも勿論單なる自力ではない、神が我等に命令し且實行せしめ給ふのである、即ち命令すると共に力を賜はるのである、此事を知らざる時には或は事の難きに失望し、或は僅かの成功に高ぶるに至る危険があるのである。

神の我等に對しての要求は全く潔くなれである、凡てを獻げて神に事^{つひ}へ義の僕たれである、そして是れ不可能を要求する如く見ゆれど、この命令に添えて聖靈を以て實行力を賜はるのである、あらゆる道を以て我等を助け給ふのである、されば我等努むべし、勵むべし、努力奮進すべし、神は必ず我等の志す所を遂げしめ給ふのである。

たゞ義たれ義たれと命令するは此世の道德である、之は唯命令するのみで力は少しも供給しないのである、先づ義ならざる人を義として攝^{をさ}め取り、其罪の苦みを除き、心に歡びを漲らしめて、自ら義たらんと志を起さしめ、聖靈を賜ふて其實現を助くると云ふのが福音である。

第廿九講の約説

○信者は罪の内に居てはならない、即ち罪を其習慣性となしてはならない（六章一節）、罪より全く脱出しなければならぬ、而して救拯の第一歩は罪の統治權より脱する事である、彼に在りて罪は弱くなり義は強くなる事である、彼は斷然罪の配下より離れて義の生涯に入るべきである（十二、十三節）、而して是れ彼の爲し能ふ事である、それは彼は信者となりて恩恵の下に在りて律法^{おきて}の下にあらざるが故に、罪は彼の上に主權^{しゆけん}を揮ふ事が出来ない

からである、其理由は後に明かである。

○信者は罪の支配より脱せねばならぬ、而して更に進んで完全の人とならねばならぬ、罪は痕跡だも留めぬ者とならねばならぬ（十五節）、彼は恩恵の下に在ればとて如何なる罪と雖も之を犯すべく許されないのである（馬太傳五章四八節、腓立比書二章十五節參考）、而して此事たる神が信者より要求^{もと}め給ふ事であつて、又彼に在りて爲し給ふ事である、神は命令を發し給ふと同時に能力^{うから}を供給し給ふ、彼の命令に必ず實行可能の約束が伴ふ、何々する勿れ、何々すべしと曰ひて單に實行を迫り給ふのではない、「罪は汝等に主たる事なければ也」と言ひて命令執行の可能を肯定し給ふ、故に信者は神の完全要求に對して失望落膽してはならない、「神の意旨^{みこころ}は汝等の潔からん事なり」とある（テサロニケ前書四章三節）、是れ神が信者が爲さん事を欲し給ふ事であつて、同時に又神が彼に在りて爲し給ふ事である、聖書を讀むに方て神の命令（imperatives）と共に彼の肯定（affirmatives）あるを忘れてはならない。

〔参考〕 マタイの福音書十二章二十九節、ヨハネの福音書二十一章十八節

前述した通り六章の主題は「きよめ」である。すなわちキリスト者は努力して完全な神の子となるべく進まねばならない。完全なきよさに達しようという理想は、完全なきよさを与えられる時が必ず来るといふ希望と結びつかねばならない。ただ「義と認められた」だけで満足するのは怠慢であるといふのである。信仰はもちろん第一に必要なものである。そしてこの信仰は希望を伴って生きてくる。しかしこれにとどまってはならない。このほかにさらにキリストの霊化の恵みに預かつて、次第に彼と同じ姿に変えられていくといふ体験がなくてはならない。神に祈り、聖霊の恵みに預かってきよさに向かおうとする努力は、常に信者の信仰生活を生き生きとさせるものである。これがない時には信仰は生気を失い、ついには有るか無きかの状態にまで追い込まれてしまう。贖罪の信仰や永遠のいのちの希望だけでは足りない。その上にこの「きよめ」の努力と体験を必要とする。故にこの「きよめ」は、一方では極端に偏って強調されることがあり、他方ではまったく軽視されたり無視されたりすることがあるものの、健全な姿においては、いかなる信者にとっても欠くことのできないものであると認めなければならない。

イエスは山上の説教において「心のきよい者は幸いです。その人たちは神を見るからです」（マタイの福音書五章八節）と教えられた。パウロはテサロニケ人への手紙第一において「私たちがあなたがたを愛しているように、

あなたがたの互いに対する愛を、またすべての人に対する愛を、主が豊かにし、あふれさせてくださいますように。そして、あなたがたの心を強めて、私たちの主イエスがご自分のすべての聖徒たちとともに来られるときに、私たちの父である神の御前で、聖であり、責められるところのない者としてくださいますように」(三章十二、十三節)と書き、またヘブル人への手紙には「すべての人との平和を追い求め、また、聖さを追い求めなさい。聖さがなければ、だれも主を見ることはできません」(十二章十四節)とある。信仰の生活はサタンとの終わりのない闘いの生活である。サタンを退け、罪に打ち勝ち、きよさを完成させる努力の連続が信仰の生涯である。「あなたがたよ、罪と戦い、勝ち、きよさに至りなさい。神はその聖霊をもって十分にあなたがたの努力を助けてくださる」と、これがローマ人への手紙六章と七章の精神である。

このあたりのパウロの文章はかなり難しく、理解しようとする者を少なからず苦しめる。そのためある人は「あるいはパウロ自身もこのことについてまだ思想が熟していなかったのではないか」と疑う。しかしこれは大いに誤っている。彼はもとよりこのことを十分に理解していたのである。ただ彼が苦しんだのは「いかにしてこれを簡単に説明するか」という点であった。彼は語るべきことを数限りなく多く持っていた。彼の信仰の体験はあまりに豊かであり、彼の思想の袋はあまりに多くの内容ではち切れんばかりであった。それゆえ、一つの問題について懇切丁寧な説明をすることは到底彼には許されなかった。彼は次から次へと新しい問題に移っていかねばならない。故に一つの問題については簡単に述べるよりほかなかったのである。これが彼の文章に難解な箇所が多く、ローマ人への手紙のように大きな問題が連続する書物において、特にそうになっている理由である。私た

ちは細心の注意と深い思考をもって彼の文章に向き合わなければならない。

六章十五節から問題は少し変わってくる。まず十五節を見よ。

では、どうなのでしょう。私たちは律法の下ではなく、恵みの下にあるのだから、罪を犯そう、となるのでしょうか。

という設問がある。パウロはすでに六章一節において「それでは、どのように言うべきでしょうか。恵みが増し加わるために、私たちは罪にとどまるべきでしょうか。」という疑問を掲げて、「決してそんなことはありません。」とこれを否定し、その理由を述べた。それなのに、なぜまたここで同じような疑問を出したのだろうか。答えて言うと、一節と十五節は同一の疑問ではない。注意深くこの二つの節を比べてみると、明らかに二つの違いがある。一節には「恵みが増し加わるために」とあり、十五節には「私たちは律法の下ではなく、恵みの下にいるのだから」とある。すなわちこの両節はその疑問の理由において異なっている。次に一節の疑問は「罪にとどまるべきか」であって、十五節の疑問は「罪を犯そう（罪を犯すべきか）」である。文字の上にこのように明らかな違いがあるのは、この両節が意味において異なっているからである。

信者になるということは大きな変化を受けることである。心に根本的な革命を起こすのが信仰である。東が西となり、天が地となるのが信仰である。神から来る命は、これほどのことを人の魂に為そうとするのである。しかし人は、自分が受ける変化があまりに革命的であることに、今さらのように驚く。「これでは私たちの生活が根本から壊れてしまうのではないか」と思い、なるべくこの変化から逃れようとする。それでも恵みだけは受けた

と思う。すなわち変化は受けることなく、古い生活が続けたままで恵みだけはますます多く受けたいと願う。これが退廃した人間の特徴である自己本位の気持ちである。この気持ちを表したのが一節である。「恵みが増し加わるために罪にとどまるべきか」という。すなわち、古い罪の生活が続けて恵みだけはますます多く受けようという願いである。

これと十五節との間には明白な違いがある。一節は「罪にとどまるべきか」である。罪の生活が続けるべきかという疑問である。十五節は「罪を犯すべきか」である。個々の罪を犯すべきかという点である。罪の古い生活を捨てて義の新しい生活に入ったのではあるが、しかし一つや二つの罪を犯してもいいのではないかという疑問である。「私たちは律法の下ではなく、恵みの下にいるのだから」とある。すでに信仰によって義と認められて今や私たちは完全に恵みの下にいる。今はもはや律法は私たちを縛らない。私たちは律法の支配を受けてはいない。神は今や恵みの中に私たちを置いてくださり、その愛は私たちを取り囲んでいる。だから少しぐらいは罪を犯してもいいのではないか。神が赦してくださいさる神である以上、私たちが少し罪を犯しても赦されるはずだ。まして現在のような非常に荒廃した社会にあつて強い誘惑に囲まれている者が、そして罪の遺伝を受けている者がきよい生活を送るなどということは不可能なことである。遺伝と環境は、私たちにどうしても罪を犯させる。これは本当にやむを得ないことだ。そうである以上、私たちが古い生活を捨てたからといって、まったく新しくなる必要はあるまい。古い生活において犯した罪を少しは続けてもいいのではないか。完全にきよい生活を理想として努力し前進するようなことは、むしろ不可能なことを試みるようなものではないか、というのが十五節の意

味である。

パウロはこの疑問に対してまず「決してそんなことはありません」と答え、そして十六節からその理由を説明するのであるが、順序としてまず前に戻って第十二節から解釈しなければならない。

ですから、あなたがたの死ぬべきからだを罪に支配させて、からだの欲望に従ってはいけません。

と第十二節は言う。罪をからだの支配者にするな、罪にからだを支配させるな、からだを罪という王の奴隷にするなどという意味である。実際に罪の支配の下にない者が信者であって、罪の支配の下にある者が不信者である。罪を王として奴隷の生活を送っている者が不信者であり、義を王として仕える生活を送っているのが信者である。ともに支配される生活ではあるが、支配する者がまったく違うのである。「信者になったからといってあまり変わらないではないか」と世間はキリスト者を批判する。キリスト者自身もまたあまり変わったように思えないことがある。しかしここに根本的な変化があったのである（もし信者が真の信者であるならば）。不信者の時は罪が王となって自分を支配していたのであって、信者になったというのはこの支配から抜け出したことなのである。

これについて見るべきなのは第二十節である。「あなたがたは、罪の奴隷であったとき、義については自由にするまっていきました」とある。これは罪を王としていた不信者時代のことを言ったのである。「義に対して自由でした」は原文を直訳すれば「義から自由であった」とある（英訳聖書を参照）。義から解放されている生活が不信者の生活——罪を王としてその支配の下にある生活——である。義から自由であるというのは、義の支配下にいないこと、まったく義から離れていることである。これがすなわち不信者の生活である。不信者と言ってもさまざま

まな段階の人がいるが、彼らの生活の原理を見るときはこのように言わざるを得ないのである。これに反して信者は義の支配下にあつて、すでに罪の支配から脱出した者である。罪を王としていない者である。ヨハネの手紙第一 三章六節に「キリストにとどまる者はだれも、罪を犯しません。罪を犯す者はだれも、キリストを見たこともなく、知つてもいません」とあるのは、まさにこの意味を表したもので、その意味するところは個々の罪を一つも犯さないという意味ではなく、習慣として罪を犯さない、すなわち罪の中を歩むことを生活の原理としないという意味である。誠にキリストにある者は、罪を王としてその支配を受けていないのである。罪の奴隷としての生活を捨てて、義に仕える生活に入ったのである。

十三節は十二節と続けて読むべき言葉で、その精神は全く同じである。

また、あなたがたの手足を不義の道具として罪に献げてはいけません。むしろ、死者の中から生かされた者としてあなたがた自身を神に献げ、また、あなたがたの手足を義の道具として神に献げなさい。

とある。からだを罪の奴隷としないばかりでなく、またからだを不義の道具として罪に差し出すな、自分自身を神に捧げ、からだの各部分を義の道具として神に捧げよと言うのである。そして十四節には次のようにある。

罪があなたがたを支配することはないからです。あなたがたは律法の下ではなく、恵みの下にあるのです。

その意味は、キリスト者はすでに恵みの下において律法の下にいないため、罪が彼らを支配する——罪が彼らの王であり彼らが罪の奴隷である——ことはまったくないのであると、罪が彼らを支配する——罪が彼らの王

今この十四節と十二節および十三節とを比べると、そこに明白な矛盾があるように見える。もし十四節に言う

ように信者が罪に支配されることがない者であるならば、十二節や十三節のように「罪を王とするな」というような勧めをする必要はないはずである。これはすでにそうである者に向かって「そうであれ」と命令するようなもので、まるで男に向かって「男になれ」と言い、女に向かって「女になれ」と言うように無駄なことであると思われる。しかしながら、努力を勧め、また原理を示すことは決して矛盾ではない。例えば男に向かって「男らしくあれ、あなたはすでに男なのだから」、また女に向かって「女らしくあれ、あなたはすでに女なのだから」と言うようなものがこれである。これは決して不合理でも矛盾でもなく、かえって非常に力強い勧めの道となるのである。

「罪の奴隷となるな、あなたがたは罪の奴隷ではないのだから」と言うのはこれである。神は命令を下すと同時に、それを実行できる状態に人を置いてくださるのである。ただの命令ではない。命令に実現が伴うのである。「きよくなろうと努力しなさい、神は必ずきよくならせてくださる」と言うのである。これほど力強い勧めがどこにあるか。「サタンと戦って勝ちちなさい、勝利は必ずあなたがたのものである」と告げられて、誰が勇気百倍をもって強敵に向かおうという強い意気を奮い起こさないだろうか。これに反して「サタンと戦って勝つよう努力しなさい、あるいは負けるかもしれないが」と言われたら、勇気をひどくくじかれてしまう。ただし努力せよと言うのも、勿論単なる自分の力ではない。神が私たちに命令し、かつ実行させてくださるのである。すなわち命令すると同時に力を与えてくださるのである。このことを知らない時には、ある場合は事の難しさに失望し、ある場合はわずかな成功に思い上がる危険に陥るのである。

神の私たちに対する要求は「完全にきよくなれ」である。「すべてを捧げて神に仕え、義の奴隷となれ」である。そしてこれは不可能なことを要求しているように見えても、この命令に添えて聖霊によって実行力を与えてくださるのである。あらゆる方法をもって私たちを助けてくださるのである。だから私たちは努力すべきであり、励むべきであり、懸命に進むべきである。神は必ず私たちの志すところを達成させてくださる。

ただ「義であれ、義であれ」と命令するのはこの世の道徳である。これはただ命令するだけで、力は少しも与えてくれない。まず義ではない人を義として受け入れ、その罪の苦しみを取り除き、心に喜びを満たして、自ら義であろうとする志を起こさせ、聖霊を与えてその実現を助けるというのが福音である。

第二十九講の要約

○信者は罪の中に留まってはならない。すなわち罪を習慣にしてはならない（六章一節）。罪から完全に抜け出さなければならぬ。そして救いの第一歩は罪の支配権から脱出することである。信者において罪は弱くなり、義は強くなることである。彼はきつぱりと罪の配下から離れて、義の生涯に入るべきである（十二、十三節）。そしてこれは彼ができることである。なぜなら彼は信者となつて恵みの下にあり、律法の下にはいないため、罪は彼の上に主権を振るうことができないからである。その理由は後で明らかにする。

○信者は罪の支配から脱出しなければならない。そしてさらに進んで完全な人とならなければならない。罪の痕跡さえ留めない者とならなければならない（十五節）。彼は恵みの下にいるからといって、いかなる罪であっても

犯してよいと許されることはない（マタイの福音書五章四十八節、ビリビ人への手紙二章十五節参照）。そしてこのことは神が信者に求められることであり、また信者のうちにおいて成し遂げてくださることである。神は命令を発せられると同時に能力（力）を与えてくださる。神の命令には必ず実行可能の約束が伴う。「何々するな、何々せよ」と言っただけに実行を迫られるのではない。「罪があなただを支配することはないからです」と言っただけに命令の可能性を保証される。故に信者は神の完全な要求に対して失望落胆してはならない。「神のみこころは、あなたがたが聖なるものとなることです」とある（テサロニケ人への手紙第一四章三節）。これは神が信者の為することを望まれることであり、同時にまた神が信者のうちにおいて成し遂げてくださることである。聖書を読むに当たって、神の命令（imperatives）とともに神の約束（affirmatives）があることを忘れてはならない。